

組立説明図				部品（パーツ）	
JIS Q 1011 : 2009				JIS A 5308 : 2009	
原材料名	原材料の品質	受入検査方法	保管方法	品質基準	検査基準
1 セメント	<p>1' 次の規格に適合するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS R 5210 ・ JIS R 5211 ・ JIS R 5212 ・ JIS R 5213 ・ JIS R 5214 <p>(普通エコセメントに限る。)</p>	<p>1" セメントの製造業者が発行する試験成績表又は“公平であり妥当な試験のデータ及び結果を出す十分な能力を持つ第三者試験機関”⁽¹⁾によって、<u>1回以上/月品質及びそのばらつきを確認する。</u></p> <p>また、セメントの製造業者が発行する試験成績表によって品質を確認している場合には、圧縮強さについては、更に1回/6ヶ月、及びセメント製造業者を変更の都度、申請者の工場における試験若しくは“公平であり妥当な試験のデータ及び結果を出す十分な能力を持つ第三者試験機関”⁽¹⁾の試験成績表で確認する。</p> <p>ただし、同一セメントの製造業者の同一出荷場所から供給を受けている複数のレディーミクストコンクリートの工場の間では、代表的試料について共同で確認してもよい。</p>	<p>1''' 異なるセメントの製造業者のセメントを貯蔵する場合には、セメントの貯蔵設備を空にするなどセメントの混合が生じないように処理する</p>	<p>7.1 セメント</p> <p>セメントは、次のいずれかの規格に適合するものを用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) JIS R 5210 b) JIS R 5211 c) JIS R 5212 d) JIS R 5213 e) JIS R 5214のうち、普通エコセメント。 <p>ただし、高強度コンクリートは除く。</p>	-